

台東区デザイナー・クリエイター等定着支援事業補助金交付要綱

29 台文産第 183 号

平成 29 年 5 月 22 日

30 台文産第 880 号

(改正) 平成 31 年 4 月 1 日

3 台文産第 1032 号

(改正) 令和 4 年 4 月 1 日

(通 則)

第 1 条 台東区デザイナー・クリエイター等定着支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都台東区補助金等交付規則（昭和 45 年 12 月 1 日付規則第 37 号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 この要綱は、デザイナー、クリエイター等が台東区内（以下「区内」という。）に事業所又は店舗（以下これらを「事務所等」という。）を新たに開設するに当たり、区内の物件に係る賃借料の一部を補助することにより、区内への定着を促し、区内産業の集積及び活性化をさらに進展させ、区内産業の振興を図ることを目的とする。

(新規補助対象者)

第 3 条 新たに補助金交付の対象とする者（以下「新規補助対象者」という。）は、中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。）又は個人事業者（以下これらを「中小企業者等」という。）のうち、次の第 1 号及び第 2 号又は第 3 号の要件を満たす者とする。

- (1) 靴、鞆、ハンドバッグ、帽子、ベルト、ジュエリー、アパレル等のファッション雑貨関連産業及びデザインコンテンツ関連産業に携わるデザイナー、クリエイター等
- (2) 中小企業者等のうち、申請前年度の 10 月 1 日以降に賃貸借契約を結び、区内に事務所等を構えた者又は交付決定の日から 3 カ月以内に、新たな賃貸借契約を結び、区内に事業所等を構える者
- (3) その他区長が認めたもの

2 前項の規定に関わらず、既に補助金の交付を受けた者は、交付の対象外とする。ただし、次条に規定する者を除く。

(継続補助対象者)

第 4 条 前年度に交付決定を受けた者は、第 7 条第 3 項に規定する期間に限り、引き続き交付の対象者（以下「継続補助対象者」という。）とする。

(補助条件)

第 5 条 補助金を交付するにあたっては、次の各号のいずれにも該当することを条件とする。

- (1) 補助期間（第11条の規定による補助継続期間を含む。以下同じ。）中、台東区商工相談員による経営相談を毎年度1回以上受けること。
- (2) 補助期間終了後、区内に事務所等を構え、事業を継続すること。
- (3) 補助期間終了後3年間、第24条に規定する遂行状況報告書を提出すること。
- (4) 他の補助金による家賃補助等を受けていないこと。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費は、区内の物件に係る賃借料（共益費を除く。）とする。

（補助金の交付額）

第7条 補助金の額は、月額賃借料に補助を行う月数を乗じて得た額の2分の1以内とする。ただし、月額賃借料が10万円を超える場合、5万円に補助を行う月数を乗じて得た額以内とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これは切り捨てるものとする。
- 3 前2項の補助を行う月数は36月までとする。

（補助金の新規申請）

第8条 新たに補助金の交付を受けようとする者（以下「新規申請者」という。）は、台東区デザイナー・クリエイター等定着支援事業補助金新規交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長が定めた期間内に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 本補助金の事業経費に係る消費税の扱いについて
- (4) 最新の決算報告書
- (5) 最新の納税証明書又は領収書
- (6) 会社概要
- (7) その他区長が必要と認める書類

（補助金の新規交付決定）

第9条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、台東区デザイナー・クリエイター等定着支援事業補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により新規申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、前項の交付の決定について必要な条件を付することができる。

（補助金の交付継続申請）

第10条 第4条に規定する継続補助対象者のうち引き続き補助金の交付を受けようとする者（以下「継続申請者」という。）は台東区デザイナー・クリエイター等定着支援事業補助

金交付継続申請書（第3号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度開始後速やかに申請しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付継続決定)

第11条 区長は、前条の規定による申請があった場合、引き続き補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに台東区デザイナー・クリエイター等定着支援事業補助金交付継続決定通知書（第4号様式）により補助継続期間を継続申請者に通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項の交付の決定について必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第12条 第9条又は前条による交付決定を受けた者（以下これらを「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、第9条第1項又は前条第1項に規定の通知（第2号様式又は第4号様式）を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出し、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(事業内容変更・中止等の承認)

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ台東区デザイナー・クリエイター等定着支援事業補助金に係る変更等承認申請書（第5号様式）により区長に申請し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 事業を中止等しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請のあった場合は、その内容を審査し、台東区デザイナー・クリエイター等定着支援事業補助金に係る変更等承認・不承認決定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

3 前項の場合において、区長は補助金の額を変更することができる。ただし、既に交付決定した額を超える変更はしないものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、各年度末において、台東区デザイナー・クリエイター等定着支援事業補助金実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。

- (1) 事業の状況を確認することができる書類
- (2) 収支状況を確認することができる書類
- (3) 事業所等の賃貸借契約書の写し及び賃借料の領収書の写し等
- (4) その他区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 区長は、前条に規定の実績報告書(第7号様式)の提出があった場合は、その内容を審査し、当該事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件(第13条第2項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)に適合すると認めるときは、第9条第1項又は第11条第1項に規定の通知書(第2号様式又は第4号様式)により通知した交付決定額と、前条の実績報告書に基づき第7条の規定により算出した補助金の額とを比較していずれか低い額をもって、交付すべき補助金の額を確定し、台東区デザイナー・クリエイター等定着支援事業補助金確定通知書(第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第16条 前条に規定の通知書(第8号様式)を受けた補助事業者は、台東区デザイナー・クリエイター等定着支援事業補助金請求書(第9号様式)により、区長に補助金の請求をするものとする。

2 区長は、前項の請求を受けたときは、補助金を支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助対象経費に消費税額を含めて申請額を算出した場合において、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定したときは、速やかに台東区デザイナー・クリエイター等定着支援事業補助金消費税仕入税額控除報告書(第10号様式)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合には、必要に応じ、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第18条 区長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 法令若しくはこの要綱に違反した場合又はこの要綱に基づく区長の処分若しくは指示に違反したとき。

(補助金の返還)

第19条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された場合又は変更された場合において、既に補助金を受領しているときは、区長が定めた納期日までに、返還しなければならない。

(違約金及び延滞金)

第20条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、補助金を受領

した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、前条の納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約金の基礎となる額の計算）

第21条 補助金が2回以上交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、最後の受領の日に受領したものとする。この場合において、当該返還を命じられた額が、最後の受領の日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約金の納付を命じた場合において、補助事業者が納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第22条 第20条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（関係書類の整理保存）

第23条 補助事業者は、補助対象経費についての収支の事実を明らかにした証拠書類及び関係書類について、区長から要求があったときは常に公開できるよう整理し、かつ、これらの書類を補助期間の終了日（廃止の承認を受けた日を含む。）の属する年度の翌年度から数えて5年間保存しなければならない。

（補助期間終了後における事業の報告）

第24条 補助事業者は、補助期間の終了日の属する年度の翌年度から数えて3年間、各年度の事業遂行状況について、台東区デザイナー・クリエイター等定着支援事業遂行状況報告書（第11号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、各年度末に区長に報告しなければならない。

- （1） 事業の具体的内容を確認することができる書類
- （2） 事業実施の効果を確認することができる書類
- （3） 事業の経費明細を確認することができる書類
- （4） その他区長が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、補助期間（第11条に規定する交付継続決定を受けた者については、その補助期間）を終了した日の属する翌年度から数えて3年間、事業の内容変更、中止又は廃止

等をする場合には、速やかに区長に報告しなければならない。

(検 査)

第25条 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者の経理等の状況について、区職員のうちから区長が指定した者に検査をさせ、又は補助事業者に対して事業の実施状況等について報告を求めることができる。

(非常災害の場合の措置)

第26条 非常災害による被害等により、補助事業者の事業遂行が困難となった場合の措置については、区長が指示するところによる。

(委 任)

第27条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年5月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。